

## 横浜市保育・教育質向上サポーター事業実施要綱

制定 令和5年5月2日ご保支第370号（局長決裁）  
最近改正令和7年3月17日ご保支第2858号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、横浜市内の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに幼稚園（以下、「保育・教育施設」という。）が行う保育・教育の質を向上させるための取組を支援するため、園内における研修及び公開保育等を推進する地域人材としての保育・教育質向上サポーター（以下、「Yサポ」という。）の派遣に関して、必要な事項を定める。

### （事業内容）

第2条 本事業は、こども青少年局が横浜市内の保育・教育施設の園内における研修及び公開保育等を推進するYサポの認定、育成、及び保育・教育施設への派遣を行い、地域における保育・教育の質の向上を支援するものである。

2 Yサポが、保育・教育施設へ実施する内容は次のとおりとする。

- (1) 派遣を希望する保育・教育施設に園内研修・公開保育等についての支援及び相談対応等を行う。
- (2) 園内研修・公開保育等を通じた保育・教育の質の向上を目的とし、派遣を希望する保育・教育施設の課題等を把握し、ファシリテート等による支持的・協働的な支援を行う。

### （派遣の申込）

第3条 園内研修・公開保育等の実施にあたり、Yサポの派遣を希望する保育・教育施設は、「横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）派遣申込書（第1号様式）」をこども青少年局長に提出しなければならない。

### （派遣の決定）

第4条 こども青少年局長は、前条の申込があったときは、横浜市保育・教育質向上サポーター派遣認定要綱に基づき認定しているYサポの中から派遣するYサポを決定し、派遣を希望した保育・教育施設に対し、「横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）派遣決定通知書（第2号様式）」により通知する。

2 こども青少年局長は、Yサポが在籍している保育・教育施設に対し、「横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）派遣依頼書（第3号様式）」により派遣を依頼する。

### （派遣回数・期間）

第5条 Yサポの派遣は、原則、1施設あたり3回とする。

2 Yサポの派遣期間は、派遣を決定した当該年度の末日までのうち、派遣先の保育・教育施設の状況に応じて設定することとする。

(認定)

第6条 Yサポの認定、活動内容、報酬、その他認定に関し必要な事項については、横浜市保育・教育質向上サポーター派遣認定要綱で別途定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、こども青少年局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年5月2日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

第1号様式（第3条）

令和 年 月 日

横浜市こども青少年局長

所在地

事業者名

役職名・氏名

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）派遣申込書

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）の派遣を申し込みます。

施設名	
	(施設住所)
施設長名	
連絡先	(電話番号)
	(メールアドレス)

第2号様式（第4条第1項）

第 号

年 月 日

様

横浜市こども青少年局長

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）派遣決定通知書

年 月 日に申込のありました横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）について次のとおり派遣します。

1 対象施設

2 派遣期間

3 派遣する横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）

【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局保育・教育支援課

電話：

第3号様式（第4条第2項）

第 号

年 月 日

様

横浜市こども青少年局長

横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）派遣依頼書

次のとおり横浜市保育・教育質向上サポーター（Yサポ）派遣申込がありましたので、  
氏に対し、園内研修及び公開保育等の支援を依頼します。

1 対象施設・住所

2 派遣期間

3 その他

【問い合わせ先】

横浜市こども青少年局保育・教育支援課

電話：